資料４

チョイソコこうたの西尾市内乗り入れの一時休止および対応について

１　経過

令和７年９月３０日開催の西尾市公共交通会議において、「チョイソコこうたの西尾市内への乗り入れについて」ご承認いただき、西尾市内に平原停留所を設置の上、令和７年１０月１日より運行を開始いたしました。



２　チョイソコこうたの再編及び対応について

令和８年１０月から、チョイソコこうたの有償化等を含む事業再編を実施しました。

		再編前	再編後
チョイソコこうた	運行主体	幸田町	幸田町地域公共交通会議
	利用者	豊坂小学校区、深溝小学校区に在住の 65 歳以上または障害者手帳を持つ人（要会員登録）	町内在住の人（要会員登録）
	運行台数	１台	３台
	運行範囲	豊坂・深溝小学校区	幸田町全域
	運賃	無料	有料

つきましては、道路運送法第９条第４項の規定に基づき運賃等に関する協議を行っていただく必要があるため、誠に勝手ながら、チョイソコこうたの西尾市内乗り入れを一旦休止とさせていただきます。

幸田町としましては、西尾市との公共交通の結節点を通じて、両市町間の交流促進及び市民（町民）の利便性の向上を図りたいと考えております。そのため、必要な協議が整い次第、速やかに乗り入れ運行を再開させていただきたいと存じます。

担当　幸田町企画部企画政策課　政策グループ